

原子力災害時における宮城県美里町民の広域避難に関する覚書

山形県新庄市、金山町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村（以下「避難受入市町村」と総称する。）と宮城県美里町（以下「美里町」という。）は、東北電力株式会社女川原子力発電所（以下「女川原子力発電所」という。）の原子力災害時における美里町民の広域一時滞在（以下「広域避難」という。）について、美里町と災害時相互応援協定を締結している山形県最上町（以下「最上町」という。）の立会いのもと、次のとおり覚書を取り交わす。

（趣旨）

第1条 この覚書は、女川原子力発電所において原子力災害が発生し、国の指示又は美里町の判断に基づき行う美里町民の広域避難を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（広域避難の基本的事項）

第2条 美里町が広域避難を実施する場合、避難受入市町村は当該市町村において大規模な災害が発生している等の正当な理由がある場合を除き、可能な範囲において美里町民を受け入れるものとする。

2 避難受入市町村は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた施設の一部を美里町民の避難所（以下「避難所」という。）として提供する。ただし、当該市町村において災害が発生した場合において、被災等により使用できなくなった避難所及び当該市町村の住民が使用する避難所については、この限りでない。

3 美里町は、広域避難が避難受入市町村の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

（広域避難の受入要請等）

第3条 美里町は、避難受入市町村に対し、広域避難の受入れを要請する場合は、電話等により連絡するとともに、後日速やかに文書を提出するものとする。

（避難所の運営等）

第4条 避難所の運営は、美里町の責任で行うものとする。

2 避難受入市町村は、広域避難の受入れについての協議が整った場合は、速やかに避難所開設等の受入準備を開始し、避難所の当初の運営に協力する。

3 美里町は、避難受入市町村等の協力を得て、応急仮設住宅又は賃貸住宅、宿泊施設等への避難者の早期移転を図り、併せて避難所の早期閉鎖を目指すものとする。

（経費の負担）

第5条 広域避難受入れに要した経費は、災害救助法、原子力損害の賠償に関する法律等により、最終的に避難受入市町村の負担とならないことを基本とする。

（連絡体制）

第6条 避難受入市町村及び美里町は、あらかじめ広域避難に関する情報連絡を所掌する担当部署を定めておくものとする。

（平常時の活動）

第7条 避難受入市町村及び美里町は、広域避難が円滑に実施されるよう、必要に応じて広域避難に関する調整及び情報の交換等を行うものとする。

（協議）

第8条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協議して定めるものとし、その内容は避難受入市町村並びに美里町及び最上町の間で共有するものとする。

この覚書を証するため、本書9通を作成し、各市町村が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成28年 3月29日

避難受入市町村

山形県新庄市長

山尾 順 紀



山形県金山町長

鈴木 洋



山形県舟形町長

森 富 広



山形県真室川町長

井 上 薫



山形県大蔵村長

加藤 正 美



山形県鮭川村長

元木 洋 介



山形県戸沢村長

渡部 秀 勝



美 里 町

宮城県美里町長

相澤 清 一



立 会 人

山形県最上町長

高橋 重 美

